

(縦 覧 用)

平成30年 1月29日 開 会

平成29年第1回

農 業 委 員 会 会 議 録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（平成30年 第1回）			
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室		
開 会 時 間	平成30年	1月29日（月）	午後13時30分
閉 会 時 間	平成30年	1月29日（月）	午後13時50分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（2番）	坂本 誠治	○		委 員（7番）	丸本 昭		○
職 務 代 理（8番）	堀部 勝博		○	委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（1番）	三反田 哲雄	○		委 員（10番）	小栗 利文		○
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（11番）	桑平 稔	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫		○	委 員（12番）	松岡 和夫		○
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	9番 藤村 晃	11番 桑平 稔
---------	---------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 三木 健司 つるぎ町農業委員会事務局 檜地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

# 付 議 案 件

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日 程 第 3 その他

## 会 議 の 経 過

事務局長 寒い中、お疲れ様です。本年もよろしくお願いいたします。  
定刻がまいりましたので、ただいまから平成30年第1回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。

本日、5名の方が欠席されておりますが、会議は、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、坂本会長よりご挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

議 長 一言、ご挨拶を申し上げます。

年も明けまして、平成30年最初の会議でございますが、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

最初に、昨年12月13日に農業委員の13番委員さんに対しまして、徳島県知事より永年在職による感謝状贈呈がございました。心からお喜び申し上げますのでございます。益々の農業委員活動に御尽力頂きますようお願い申し上げます。

また、本委員会は、平成29年7月から、第23期の農業委員会委員活動が始まり、早いもので半年が経過いたしました。これまで、委員の皆様方には、農業委員会事業にご指導ご協力頂きまして円滑な推進が出来ておりますことに心から感謝申し上げますのでございます。本年も健康には十分ご留意頂き、各委員さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

座っての進行と、させていただきます。

議 長 日程第1「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。  
お諮りをいたします。

各 委 員 異議なし

議 長 異議なしと認めます、それでは指名させていただきます。

9番委員さん、11番委員さん、をご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

### (3条申請)

議 長 続きまして「日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 座っての説明と、させていただきます。

それでは議案書1ページと会議資料の1~19ページを順次お開き下さい。

「農地法第3条の規定による許可申請について」

今回の申請は、2件でございます。

No.1の申請人は、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さんで、申請地は、「貞光字江ノ脇180番地・地目は畑・面積896㎡、同じく太田西412番地1・地目は畑・面積1,299㎡」の土地でございます。贈与による所有権移転でございます。

2件目は、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さんで、申請地は、「半田字東久保324番地1・地目は田・面積341㎡」の土地贈与による所有権移転でございます。

以上、3条申請、2件については、下限面積等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。No.1の申請については、10番委員さんの担当地区となっておりますが、本日も都合により欠席されておりますので私よりご報告させていただきます。

申請地につきましては、会議資料10ページの位置図にありますように、本庁より、国道192号方面を約1キロ先にある祖父宅の東隣に1筆、さらに、350m程先に創価学会駐車場があり、道を挟んだ南側に1筆ございます。

申請地は昨年4月に孫である譲渡人に相続されましたが、遠方で生活しており、帰って来るともないため譲受人を捜していたところ、この度、双方の間で、贈与の話が合意となり、申請が上がったものです。

権利取得後においては、太田西113番地1に水稻、貞光字江ノ脇180番地に果樹(柿、みかん)を栽培利用します。

以上、農地利用でございますので問題ないかと思います。

ご承認のほどお願い致します。

議 長 只今のNo.1について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。

議 長 続きまして、No.2の申請については、私の担当地区となっておりますので報告致します。

申請地については、会議資料19ページの位置図にありますように、半田中学校より県道上蓮小野線を1.2キロ程南に鹿老渡橋があり、公益農道を200m程進むと申請地がございます。

申請地の北方面に自己所有の農地があり、合わせて耕作の依頼をうけ、この度、双方の間で贈与の話が整い、申請が上がったようです。

権利取得後は、稲作として利用し自家消費するとの計画となっております。問題ないかと思いますのでご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 只今のNo.2について、報告しましたが、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.2については、承認することに決定致します。したがって、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

#### (5条申請)

議 長 続きまして、日程第2・議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書2ページと会議資料の20～34ページを順次お開き下さい。「農地法第5条の規定による許可申請について」

今回の申請は、1件でございます。

No.1として、貸人が、●●●●さん、借人が●●●●さんで、申請地は、「貞光字中須賀70番地1・地目は畑・面積1,005㎡」の土地でございます。

資材置場としての使用に伴う、20年間の賃借権による権利の設定でございます。

申請地は、都市計画区域内で公共施設に近く、住宅地に隣接した土地であることから、第3種農地であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。この申請につきましては、担当委員の6番委員さんの意見をお願いいたします。

6番委員 この申請について、報告致します。

申請地は、会議資料34ページの位置図にありますように、貞光中須賀にあるつるぎ町貞光保健センターの北側にある若者定住団地の隣接地になります。資材置場への転用申請でございます。

申請人は建設会社を営んでおり、美馬市に資材置場を所有していますが、会社から距離がありまた、だんだん手狭になってきており事務所からも近い場所を探しており、この度双方の間で賃借の話が整ったので申請があがったものです。

22ページからの土地利用計画図にありますように、周囲に土留めコンクリートを新設し、西側の町道の高さに盛土敷設する計画となっております。

また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、当方の責任において円満に解決する旨、附記されておりますし、南岸土地改良区についても協議済であることを、報告しておきます。

以上、よろしくお願い致します。

議長 只今の「第5条申請」について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、「日程第2議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決定致します。

#### (利用権)

議長 続きまして、日程第2・議案第3号、「農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の3~5ページと会議資料の35~54ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

1件目、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字東久保409番地1の畑、1,102㎡を使用賃借権3年の再設定です。作目は花木です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字平良石552番地の畑、337㎡、同じく平良石557番地の畑、429㎡、同じく平良石613番地の畑、1,388㎡、同じく平良石555番地の畑、1,748㎡、同じく平良石551番地1の畑、188㎡、の計5筆4,090㎡を賃借権5年の再設定です。作目は果樹です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字引地110番地1Aの畑、373㎡、同じく110番地1Bの畑、30㎡を使用賃借権5年の再設定です。作目は野菜です。

次のページに移りまして、●●●●さんから、●●●●さんへ、半田字平良石609番地Aの畑、1,250㎡を使用賃借権5年の再設定です。作目は果樹です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字太田西335番地1の田、714

㎡、同じく 177 番地 1 の田、502 ㎡、の計 2 筆 1,216 ㎡を賃借権 5 年の再設定です。作目は水稲です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字太田西 172 番地 1 の田、1,249 ㎡、同じく 171 番地の田、1,080 ㎡の計 2 筆 2,329 ㎡を賃借権 5 年の再設定です。作目は水稲です。

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、貞光字太田西 169 番地 1 の田、493 ㎡、同じく 182 番地 1 の田、892 ㎡、同じく 183 番地 1 の田、322 ㎡の計 3 筆 1,707 ㎡を賃借権 5 年の再設定です。作目は水稲です。

次のページに移りまして、●●●●さんから、●●●●さんに、一字字赤 568 番地の畑、1,003 ㎡、同じく 577 番地 1 の畑、203 ㎡、同じく 622 番地 3 の畑、233 ㎡、同じく 623 番地 1 の畑、827 ㎡、同じく 636 番地の畑、1,408 ㎡、の計 5 筆 3,674 ㎡を使用賃借権 10 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所は、一字支所より直線距離で 250m 程の所に借受人宅が有り、その周辺にあります。(P53 地図添付)

次に、●●●●さんから、●●●●さんに、半田字東久保 489 番地 1 の田、562 ㎡を賃借権 3 年の新規設定です。作目は水稲です。

場所は、今回の農地法第 3 条の申請地の少し北へ行ったところにあります (P54 地図添付)

以上、再設定 7 件、新規 2 件、合計 9 件 22 筆 16,333 ㎡でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、日程第 2・議案第 3 号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

#### (その他)

議長 次に、日程第 3、「その他」について、議題と致します。

事務局より、「その他・事務連絡」があります。

事務局長 それでは、事務局より何点か事務連絡をします。

事務局 農業委員活動記録セット 資料「農業委員の活動実績について」

資料「農地利用意向調査について」

(別紙にて、説明)

議長 その他の件で何か意見はありませんか。

各委員 雑談……。意見なし。

議長 ご意見がないようでございますので、これで本日の議案の審議はすべて終了致しました、長時間、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 30 年第 1 回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終了 午後 13 時 50 分

平成30年 1月29日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 9 番委員

議事録署名者 11 番委員